

令和8年度 高齢者帯状疱疹ワクチン予防接種対象者 様

滑川町長 大塚 信一(公印省略)

令和8年度 高齢者帯状疱疹ワクチン予防接種のお知らせ

町では令和7年度より、帯状疱疹ワクチンを高齢者の定期接種に追加しました。

○帯状疱疹は70歳代で発症する方が多くなっています。

○合併症の1つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「帯状疱疹神経痛」があり、生活へ支障をきたすこともあるため、早期の治療や予防接種による予防が推奨されています。

令和8年度 対象者	65歳	昭和36年4月2日生～昭和37年4月1日生	
	70歳	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生	
	75歳	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生	
	80歳	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生	
	85歳	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生	
	90歳	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生	
	95歳	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生	
	100歳	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生	
接種期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
自己負担金 ※2種類のワクチンのどちらかをかかりつけの医師と相談の上、お選びください。	生ワクチン(ビケン) 5,000円/1回(1回接種) ※病気や治療によって免疫が低下している方は接種できません。	組み換えワクチン(シングリックス) 18,000円/1回(2回接種) ※標準的には接種間隔は2ヶ月です。 ※2回とも上記の金額で接種できます。	
注意事項	<p>※公費での補助は生涯で1度限りです。</p> <p>過去に帯状疱疹ワクチンを接種された方(全額自己負担で接種した方も含む)は、定期接種の対象外となります。</p> <p>※対象の期間中に接種できなかった場合、その後の接種は全額自己負担です。(ただし、特段の理由により、指定の年度に接種ができなかった方は、保健センターまでお問い合わせください。)</p>		
接種方法	<p>医療機関へ直接予約をして接種してください。*別紙参照</p> <p>※別紙以外の医療機関(県内に限る)で接種を希望される方は、直接その医療機関へご相談ください。</p> <p>※他のワクチンとの接種間隔については、医療機関へご相談ください。</p>		
持ち物	<p>・マイナ保険証または資格確認書</p> <p>・自己負担金</p> <p>※予診票は医療機関へ備え付けてあります。別紙に掲載以外の医療機関で接種を希望される方は滑川町保健センターで予診票をお渡しします。</p> <p>※生活保護受給者は受給者証の持参で接種費用は無料になります。</p>		

お問い合わせ 滑川町健康づくり課 保健予防担当(滑川町保健センター内) ☎ 0493-56-5330
裏面も必ずお読みください。

【高齢者带状疱疹ワクチン予防接種説明書】

带状疱疹について

带状疱疹は、過去に水ぼうそうにかかった時に体の中に潜伏した水痘 - 带状疱疹ウイルスが再活性化することで、身体の左右どちらかに帯状に皮膚の痛みや違和感を伴う神経痛、水疱が出現する病気です。

副反応について

接種後に、注射部位の腫れ、痛み、ときに軽い発熱等の副反応がみられることがありますが、通常2～3日で消失します。高熱や体調の変化、その他に心配な症状がある場合は、医療機関を受診してください。

予防接種を受ける前の注意事項

■ 予防接種を受けることができない方

- (1) 接種当日、明らかに発熱のある方(体温37.5度以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 予防接種の接種液の成分で、アレルギー反応を起こしたことが明らかにある方
- (4) その他、医師が不適切な状態と判断された方

■ 接種に注意が必要な方(接種にあたり医師とよく相談してください)

- (1) 心臓・腎臓・肝臓・血液疾患等の基礎疾患がある方
- (2) 予防接種後2日以内に発熱したことがある方、または全身性発疹などのアレルギーを疑う症状になったことがある方
- (3) 過去にけいれんを起こしたことがある方
- (4) 免疫不全の診断を受けている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (5) 带状疱疹ワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

予防接種を受けた後項の注意事

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) 予防接種を受けた日の入浴は可能ですが、注射したところをこすらないでください。また、激しい運動や大量の飲酒は避けてください。

予防接種健康被害救済制度について

带状疱疹予防接種により重い副反応が生じ、入院治療が必要なほどの健康被害が生じた場合は、医療費および医療手当等の給付により、健康被害を救済する制度があります。救済を申請し、国による審議の結果、予防接種と健康被害の因果関係があると認定された場合は、救済を受けることができます。